

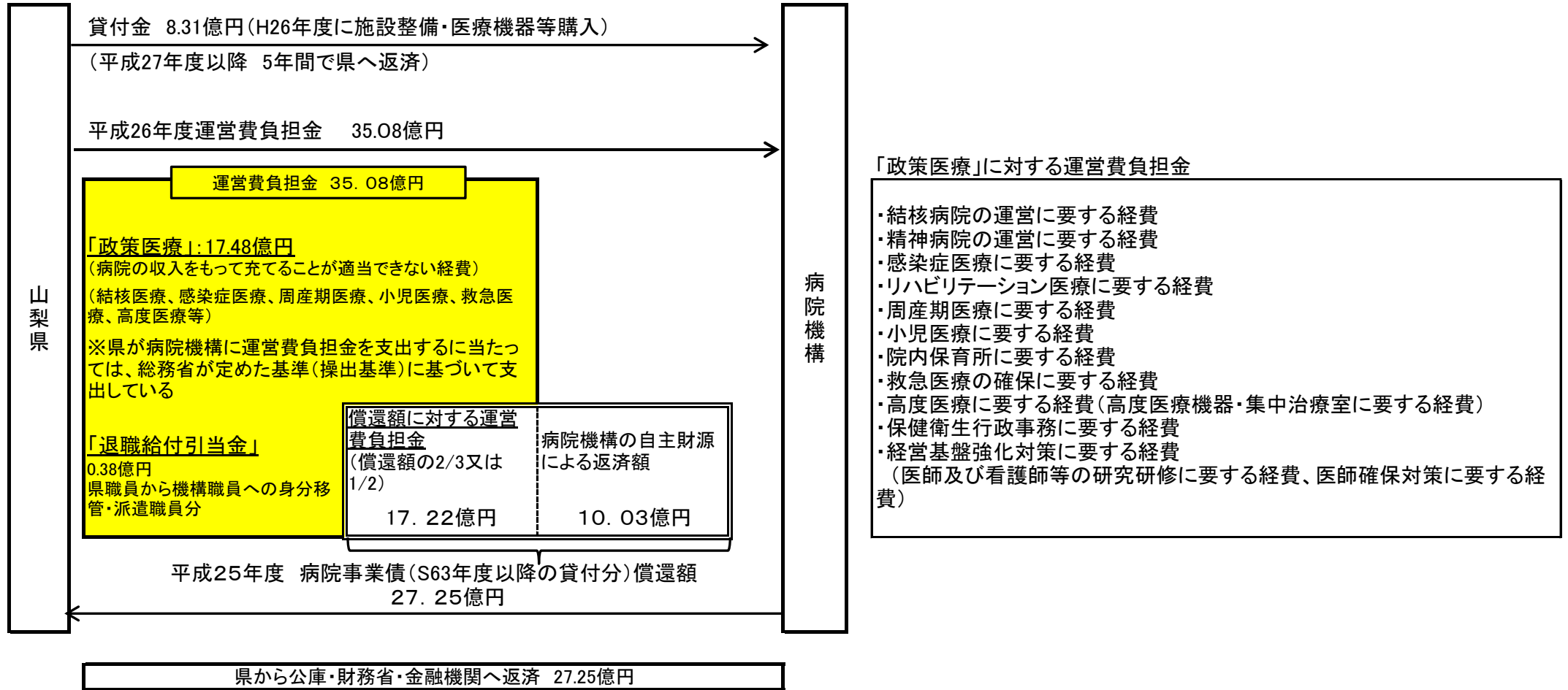
### 運営費負担金と借入金の償還について(H26年度見込)

(※法律の規定により県立病院機構は、長期借入金の借入先は県に限定されている)

1 第2期の建設改良費について

建設改良費 約98億円 ⇒ 内訳 第1期積立金(未処分利益)42億円 県借入金56億円

2 運営費負担金について



## 3 関係法令

※地方独立行政法人法(公営企業型地方独立行政法人法の特例)  
(財源措置の特例)

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

(債務の負担)

第八十六条 公営企業型地方独立行政法人は、設立団体に対し、(中略)当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。

2 前項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。

※地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

※総務省通知

平成16年4月1日

地方独立行政法人等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱について(総務省通知)(抜粋)

第一 地方独立行政法人第85条第1項に定める設立団体が負担すべき経費については毎年度総務省が発出する「地方公営企業操出金について」に準じ、設立団体が適切に負担すべきこと。

※中期目標期間終了時における積立金(未処分利益)の取扱について

中期目標期間終了時において積立金(未処分利益)があるときは、評価委員会の意見を聴いた上で、知事の承認を受けた額を、当該中期目標の期間の次の中期目標期間に係る業務の財源に充てることができる。

(根拠法令)地方独立行政法人法第40条第4項 第84条